

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年9月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	呉市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/36/mynumber-gaiyo.html

執行機関名 呉市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付, 移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 4の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第一条	呉市地域生活支援事業(日常生活用具給付・移動支援・地域活動支援センター機能強化・訪問入浴サービス・日中一時支援)実施要綱第17条, 第35条, 第41条, 第45条, 第53条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第17条 日常生活用具給付事業は、重度の身体障害者及び知的障害者並びに重度の身体障害児及び知的障害児の保護者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令(平成18年政令第10号)で定める特殊の疾病による障害の程度が法第4条第1項に定める程度である者及び児童又はその保護者に対して、日常生活における便宜を図るための用具を給付するため、当該用具の購入に要する費用の一部を支給し、もってその<u>福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>第35条 移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等に対して外出のための支援を行うサービスを利用する障害者等又はその保護者に対して、当該利用に係る費用の一部を支給することにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。</p> <p>第41条 地域活動支援センター機能強化事業は、創作的活動、生産活動の機会の提供又は社会との交流の促進等のサービスを利用する法第4条第1項に規定する障害者に対して、当該利用に係る費用の一部を支給することにより、<u>障害者の地域生活支援の促進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>第45条 訪問入浴サービス事業は、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを利用する身体障害者等に対して、当該利用に係る費用の一部を支給することにより、その身体<small>の清潔</small>の保持、心身機能の維持等を図り、もって<u>福祉の増進</u>に資することを目的とする。</p> <p>第53条 日中一時支援事業は、障害者等の日中における活動の場を提供するサービスを利用する障害者等又はその保護者に対して、当該利用に係る費用の一部を支給することにより、<u>障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息の取得</u>を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>呉市地域生活支援事業実施要綱</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	呉市地域生活支援事業実施要綱第17条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	呉市地域生活支援事業実施要綱第17条の利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 (日常生活用具給付事業)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	呉市地域生活支援事業実施要綱第1条第2項, 第22条第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	呉市地域生活支援事業実施要綱第1条第2項, 第22条第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報3		

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	呉市地域生活支援事業実施要綱第35条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	呉市地域生活支援事業実施要綱第35条の利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 (移動支援事業)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	呉市地域生活支援事業実施要綱第1条第2項, 第38条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	呉市地域生活支援事業実施要綱第1条第2項, 第38条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	呉市地域生活支援事業実施要綱第41条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	呉市地域生活支援事業実施要綱第41条の利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 (地域活動支援センター機能強化事業)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	呉市地域生活支援事業実施要綱第1条第2項, 第44条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	呉市地域生活支援事業実施要綱第1条第2項, 第44条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	呉市地域生活支援事業実施要綱第45条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	呉市地域生活支援事業実施要綱第45条の利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 (訪問入浴サービス事業)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	呉市地域生活支援事業実施要綱第1条第2項, 第48条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	呉市地域生活支援事業実施要綱第1条第2項, 第48条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	呉市地域生活支援事業実施要綱第53条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	呉市地域生活支援事業実施要綱第53条の利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 (日中一時支援事業)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	呉市地域生活支援事業実施要綱第1条第2項, 第54条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	呉市地域生活支援事業実施要綱第1条第2項, 第54条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報3		